

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成 29 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

計 4 枚（本紙を除く）

Vol.596

平成 29 年 7 月 4 日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982/3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 30 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

平成 29 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところ
です。

それぞれの改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくととも
に、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第
0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000013893
8_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000138938_1.pdf)

- 2 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省
老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000013893
9_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000138939_1.pdf)

- 3 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付
け老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000008852
0_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986） FAX：03-3503-7894
--

平成 29 年度地域支援事業実施要綱等の改正点

1. 介護予防・日常生活支援総合事業関係

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の成長的发展に向け、重点的に着手すべき事項として、地域課題の把握等の具体的な取組事項を記載。

（改正箇所）介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）新旧対照表 P. 3

- (2) 総合事業のサービスにおいて適切な単価を設定するための留意事項等、平成 28 年度に、以下の事務連絡等により周知を行ってきた内容の反映。

（改正箇所）ガイドライン新旧対照表 P. 18-22

- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な施行について」（平成 28 年 10 月 27 日付け厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係事務連絡）
- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単価の設定等に関する状況について（報告依頼）」（平成 28 年 12 月 13 日付け厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係事務連絡）
- ・ 総合事業担当者向けセミナー「介護予防・日常生活支援総合事業推進のためのポイント解説」（平成 28 年 9～10 月開催。）

- (3) 従前相当サービスについて、平成 30 年度以降もサービス類型として実施することが可能であることを明確化。

（改正箇所）ガイドライン新旧対照表 P. 15

- (4) 介護給付、予防給付において平成 29 年度より新しく創設された介護職員処遇改善加算について、総合事業においても創設。

（改正箇所）地域支援事業実施要綱新旧対照表 P. 20-21、23

- (5) 高額介護予防サービス費の自己負担限度額が変更されることに伴い、総合事業の高額介護予防サービス費相当事業においても同様の取扱とする。

（改正箇所）ガイドライン新旧対照表 P. 24-25

- (6) 基本チェックリストの実施の留意事項として、基礎疾患等に関する情報の重要性に鑑み、要支援申請に繋げることや、主治医への確認などにより、利用者の状態を確認することを追加。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 12-13

- (7) 地域リハビリテーション支援体制の活性化のため、市町村は、都道府県の介護予防市町村支援事業の取組を把握する等した上で、都道府県と協議を行うことを留意事項として記載。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 26-27

2. 生活支援体制整備事業関係

- (1) 協議体の効率的な開催の観点から、地域ケア推進会議のほか、障害者施策等の他の会議体と共同で開催するなど連携を図るよう記載。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 4-9

- (2) 地域の高齢者の移動に関するニーズへの対応について、公共交通施策における協議会との連携について記載。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 9-10

- (3) 高齢者の社会参加の推進の観点から、生活支援コーディネーター等の取組について、地域の高齢者の活躍の場を創出することを明記するとともに、参考となる取組例を記載。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 10-11

- (4) 地域づくりを行う上で、地域の協働基盤の整備や地域課題の抽出等においてポイントとなる点をまとめて記載。

(改正箇所) ガイドライン新旧対照表 P. 4、6

3. 地域包括支援センター関係

以下の通知等により周知していた、地域支援事業交付金における地域包括支援センターの運営費の算定に関する新しい取扱いについて反映。

(改正箇所) 地域支援事業交付金要綱新旧対照表 P. 4

- ・ 「地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について」(平成28年11月29日付け老振発1129第2号厚生労働省老健局振興課長通知)

4. 地域共生社会関係等

- (1) 以下の通知により周知していた、地域支援事業のほか、障害者総合支援制度の地域生活支援事業など、既存の地域づくりに資する事業を一体的に実施する際の、各制度の費用按分に関する取扱いについて反映。

(改正箇所) 地域支援事業交付金要綱新旧対照表 P. 11-12

- ・ 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成 29 年 3 月 31 日付け老振発 0331 第 1 号等厚生労働省老健局振興課長等連名通知)

- (2) 住民主体による通いの場等において、要介護者や障害者等、要支援者等以外の者を支援対象に含めて支援を実施する場合の費用按分等の取扱いについて明確化。

(改正箇所) 総合事業ガイドライン新旧対照表 P. 10、17-18

5. その他

- ・ 認知症総合支援事業、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業における一部取扱の明確化。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱新旧対照表 P. 14-16、18-19

- ・ 旧介護予防事業が平成 28 年度で終了することによる、旧介護予防事業に関する記載の削除。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱新旧対照表 P. 1-2、4、6、9-10、18-19、31-37

- ・ 総合相談支援業務における家族介護者への相談支援に関する取扱いの明確化。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱新旧対照表 P. 10-11